

## 日野市子ども・子育て支援会議 保育・教育専門部会報告書

## 部会名【保育・教育部会】

## 1 部会開催状況

回数	開催日時・会場等	主な議事内容等
第1回	平成25年3月28日（金） 15:00～17:00 市役所5階 501会議室	1. 対象事業及びニーズ調査結果について 2. 市の考え方について 3. 施設への給付に伴う公定価格及び保護者負担について
第2回	平成26年5月30日（金） 15:00～17:00 市役所5階 503会議室	1. 量の見込みについて 2. 公定価格等について 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案） 4. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

## 2 主な報告事項等

事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育・教育事業の「量の見込み」についての確認</li> <li>■新制度に伴う関連法令等についての確認</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事務局（案）を提示し、「量の見込み」の算出方法や確保方策等について説明及び報告を行った。「量の見込み」と「確保方策」については、算出方法や算出数値をご確認・ご理解をいただいた。</li> <li>■新制度に伴う条例変更等を踏まえ、関連する基準（案）について説明した。</li> </ul>
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>■待機児童がいる現状において、保護者は子どもが5歳になるまでのことを考えて保育所を選択する。同時に、早い段階から保育所に入れる傾向がある。</li> <li>■0歳児の数値にも着目していく必要がある。</li> <li>■待機児問題は、1歳児問題にかなり近くなってきている。</li> <li>■幼稚園の預かり保育も重要であり、より充実させていくことで保護者のニーズをカバーする側面もあるため、待機児童解消に向け一定の効果があるのではないかと。</li> <li>■国が示す方法をベースにするほか、実績等を踏まえてきめ細かく分析し、より実態に即したものにしていける必要がある。</li> </ul>

## 【添付資料】

添付1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」 年度別報告シート

添付2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

添付3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

# 教育・保育事業の「量の見込み」年度別報告シート

添付1

## ◆教育・保育の量の見込み（平成27年度～平成31年度）

量の見込み(自治体全域で算出)	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度					
	1号認定	2号認定			3号認定		1号認定	2号認定			3号認定		1号認定	2号認定			3号認定		1号認定	2号認定			3号認定			
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い		左記以外	※0歳	※1～2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		※0歳	※1～2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	※0歳		※1～2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳		
			23.5%	47.2%				23.9%	48.2%				24.3%	49.2%				24.7%	50.2%						25.1%	51.2%
ア	2,002	イ 179	ウ 2,250	エ 330	オ 1,400	1,993	178	2,240	カ 335	キ 1,407	1,937	173	2,177	ク 337	ケ 1,424	1,921	172	2,159	コ 339	ク 1,444	1,888	169	2,122	カ 342	キ 1,459	
幼稚園需要・保育需要(合計人数)	2,002	4,159			1,993	4,160			1,937	4,111			1,921	4,114			1,888	4,092								
(%)	22.13%	45.97%			22.26%	46.47%			22.05%	46.81%			22.04%	47.21%			21.96%	47.59%								
確保方策	0	40 16 44			0	58 9 33			0	13 0 7			0	58 9 33			0	58 9 33								

以下、上記数値の説明資料

### ★量の見込みの算出方法(共通)

「推計児童数(人)」 × 「潜在家庭類型(割合)」 = 「家庭類型別児童数(人)」  
 「家庭類型別児童数(人)」 × 「利用意向率(割合)」 = 「量の見込み(人)」

### ★1号認定(認定こども園及び幼稚園)算出方法(対象年齢 3歳以上)

【設問項目(利用意向率)】  
 「平日定期的に教育・保育の事業を利用している」(ニーズ調査設問37)を選択した人のうち、「幼稚園または認定こども園」(ニーズ調査設問38)を選択した人

①<1号認定>(認定こども園及び幼稚園) (H27)

タイプ	c:家族類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプC <sup>1</sup> フルタイム×パートタイム(120時間以上+下層時間~120時間の一部)	194	1.000	194
タイプD 専業主婦(夫)	1,975	0.910	1,797
タイプE <sup>2</sup> パート×パート(双月120時間以上+下層時間~120時間の一部)	0	0.000	0
タイプF 無業×無業	11	1.000	11

### ★2号認定(幼稚園の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)算出方法(対象年齢 3歳以上)

【設問項目(利用意向率)】  
 「平日定期的に教育・保育の事業を利用している」(ニーズ調査設問37)を選択した人のうち、「幼稚園」(ニーズ調査設問38)を選択した人

②<2号認定>(幼稚園) (H27)

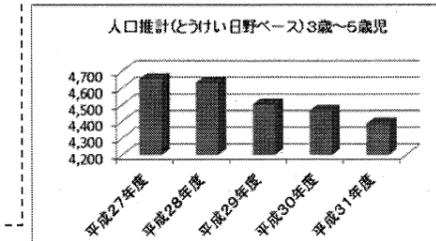
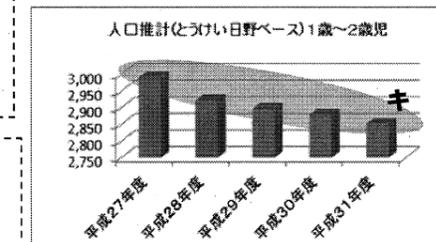
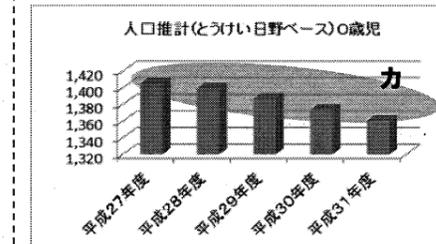
タイプ	c:家族類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親	270	0.313	84
タイプB フルタイム×フルタイム	1,511	0.019	29
タイプC フルタイム×パートタイム(120時間以上+下層時間~120時間の一部)	691	0.095	66
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下層時間~120時間の一部)	0	0.000	0

### ★2号認定(認定こども園及び保育所)算出方法(対象年齢 3歳以上)

【設問項目(利用意向率)】  
 「平日定期的に教育・保育の事業を利用したい人のうち、「幼稚園または保育所等」(ニーズ調査設問43)を選択した人

③<2号認定>(認定こども園及び保育所) (H27)

タイプ	c:家族類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親	270	0.688	186
タイプB フルタイム×フルタイム	1,511	0.962	1,454
タイプC フルタイム×パートタイム(120時間以上+下層時間~120時間の一部)	691	0.883	610
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下層時間~120時間の一部)	0	0.000	0



### ★3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)算出方法(対象年齢 0～2歳)

【「平日定期的に教育・保育の事業を利用したい人のうち、「幼稚園または保育所等」(ニーズ調査設問43)を選択した人 設問項目(利用意向率)】

前回数値からの補正理由: 育児休業取得者を勘案  
 ・ 国の「手引き」P38の方法(0歳児の量の見込みから育児明けの利用意向の児童数を差し引く)を使う。

④<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育) (H27)

タイプ	c:家族類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親	36	0.000	0
タイプB フルタイム×フルタイム	584	0.500	292
タイプC フルタイム×パートタイム(120時間以上+下層時間~120時間の一部)	182	0.000	0
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下層時間~120時間の一部)	0	0.000	0

⑤<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育) (H27)

タイプ	c:家族類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親	54	1.000	54
タイプB フルタイム×フルタイム	1,091	0.949	1,036
タイプC フルタイム×パートタイム(120時間以上+下層時間~120時間の一部)	323	0.958	310
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下層時間~120時間の一部)	0	0.000	0

### ★実績数値(H21年度～H25年度)

量の見込み(自治体全域で算出)	平成21年度					平成22年度					平成23年度					平成24年度					平成25年度				
	1号認定	2号認定			3号認定		1号認定	2号認定			3号認定		1号認定	2号認定			3号認定		1号認定	2号認定			3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い		左記以外	※0歳	※1～2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		※0歳	※1～2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	※0歳		※1～2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳	
			18.6%	35.8%				20.6%	38.4%				21.5%	39.5%				22.4%	41.6%					21.2%	42.8%
ア	2,552	イ 1,782	ウ 274	エ 1,136	オ 2,515	1,832	カ 308	キ 1,195	ク 2,463	ク 1,903	ケ 329	ケ 1,198	コ 2,384	コ 2,021	コ 328	コ 1,297	コ 2,369	コ 2,061	コ 314	コ 1,310					
幼稚園需要・保育需要(合計人数)	2,552	3,192			2,515	3,335			2,463	3,430			2,384	3,646			2,369	3,685							
(%)	27.38%	34.25%			27.16%	36.02%			26.88%	37.43%			25.72%	39.33%			25.71%	39.98%							

### ★数値補正について(対象:①平成27年度 0歳数値(3号認定)「292人→330人」 ②平成28年度～平成31年度 0歳「各年0.4%加算」及び 1～2歳数値(3号認定)「各年1%加算」)

①平成27年度0歳(3号認定)数値補正の考え方(人口推計は減っているが、H25実績数値として314人いるため292人に減少する可能性は低いと考えられる)

算式: 平成24年度実績328人(平成25年度のみ減少しているため) × 平均伸び率0.65%(H22～H25) = 2人 → 328人 + 2人 = 330人 **エ**

②平成28年度～平成31年度 0歳及び1～2歳数値(3号認定)数値補正の考え方(人口推計は減少しているが、出現率は現状を踏まえ微増していくと考えられる)

算式(0歳): 平均伸び率4か年平均0.65%(H22～H25)だが人口数減(H27-H31で▲45人)を勘案して0.4%(各年)とする 算式(1～2歳): 平均伸び率4か年平均1.75%(H22～H25)だが人口数減(H27-H31で▲140人)を勘案して1%(各年)とする **キ**

カ

## 【特定教育・保育施設の確認に係る運営の基準案】

1 利用定員に関する基準		
分類	国の対応方針（基準の案）	市基準案
利用定員の上限及び下限	・施設型給付費の支給対象施設として確認を受ける保育所、認定こども園の利用定員は、20人以上とする。	国基準 のとおり
利用定員と子どもの年齢	・施設型給付費の支給対象施設として確認を受ける保育所、認定こども園の利用定員は、次の区分ごとに定める。 ①1号（教育標準時間認定） 3歳～5歳 ②2号（保育認定） 3歳～5歳 ③3号（保育認定） 1歳・2歳 ④3号（保育認定） 0歳	国基準 のとおり
2 運営に関する基準		
分類	国の対応方針（基準の案）	市基準案
利用開始に伴う基準	<p>内容・手続きの説明、同意、契約</p> <p>・利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について、同意を得なければならない。</p> <p>・その際、事前説明を要する重要事項としては、①運営規程の概要（※）、②苦情処理体制、③事故発生時の対応といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。</p> <p>※施設・事業の目的・運営方針、教育・保育内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担（実費徴収・上乗せ徴収等含む）など</p>	国基準 のとおり
応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	<p>・支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>・「正当な理由」とは、次のような場合を基本とする。</p> <p>①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）</p>	国基準 のとおり

利用開始に伴う基準		<p>③その他特別な事情がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設・事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。</li> <li>・保育所又は認定こども園の設置者は、当該施設の利用について市が行うあっせん及び要請（※１）又は市が行う調整及び要請（※２）に対し、できる限り協力しなければならない。</li> </ul> <p>※１：法第４２条第１項の規定によるあっせん及び要請</p> <p>※２：児童福祉法第２４条第３項（附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整及び要請</p>	
	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園又は認定こども園は、利用の申込みに係る１号認定子ども（※）の数及び現に利用している１号認定子どもの総数が、１号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</li> </ul> <p>※法第１９条第１項第１号に掲げる子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所又は認定こども園は、利用の申込みに係る２号又は３号認定子ども（※）の数及び現に利用している２号又は３号認定子どもの総数が、２号又は３号認定の利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</li> </ul> <p>※法第１９条第１項第２号又は第３号に掲げる子ども</p>	国基準 のとおり
	支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、認定区分（１号・２号・３号）、有効期間等確かめるものとする。</li> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</li> </ul>	国基準 のとおり

<p>教育・保育の提供に伴う基準</p>	<p>費用徴収の取扱い (上乗せ徴収等を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</li> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園は、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と、特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</li> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①日用品、文房具等の購入に要する費用</li> <li>②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</li> <li>③食事の提供に要する費用</li> <li>④幼稚園、保育所、認定こども園に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>⑤上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、幼稚園、保育所、認定こども園の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul> </li> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払いを当該支給認定保護者から受け取ることができる。</li> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園は、上記3点の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</li> </ul>	<p>国基準 のとおり</p>
	<p>子どもの適切な処遇 (虐待の禁止等を含む)</p>	<p>・子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、<u>差別的取扱いをしてはならない。</u></p>	<p>国基準 のとおり</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> <li>・幼保連携型認定子ども園及び保育所の長たる管理者は、懲戒（※）に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。</li> </ul> <p>※児童福祉法第47条第3項に規定する懲戒</p>											
幼稚園教育要領等に則った教育・保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施区分</th> <th>定めるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①幼保連携型認定子ども園</td> <td>幼保連携型認定子ども園教育・保育要領</td> </tr> <tr> <td>②認定子ども園（①を除く）</td> <td>幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針（このほか、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領を踏まえなければならない）</td> </tr> <tr> <td>③幼稚園</td> <td>幼稚園教育要領</td> </tr> <tr> <td>④保育所</td> <td>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針</td> </tr> </tbody> </table>	施区分	定めるもの	①幼保連携型認定子ども園	幼保連携型認定子ども園教育・保育要領	②認定子ども園（①を除く）	幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針（このほか、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領を踏まえなければならない）	③幼稚園	幼稚園教育要領	④保育所	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針	国基準 のとおり
施区分	定めるもの											
①幼保連携型認定子ども園	幼保連携型認定子ども園教育・保育要領											
②認定子ども園（①を除く）	幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針（このほか、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領を踏まえなければならない）											
③幼稚園	幼稚園教育要領											
④保育所	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針											
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</li> </ul>	国基準 のとおり										
教育・保育の提供に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所、認定子ども園は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めるなければならない。</li> <li>・特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の幼稚園、保育所、認定子ども園等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。</li> <li>・幼稚園、保育所、認定子ども園は、教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を</li> </ul>	国基準 のとおり										

		<p><u>記録しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。</li> <li>・職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知しなければならない。</li> </ul>	
運営規程の策定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</li> <li>①施設・事業の目的及び運営の方針</li> <li>②提供する特定教育・保育の内容</li> <li>③職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④特定教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）</li> <li>⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</li> <li>⑥認定区分ごとの利用定員</li> <li>⑦幼稚園、保育所、認定こども園の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧緊急時等における対応方法</li> <li>⑨非常災害対策</li> <li>⑩虐待防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪その他重要事項</li> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園は、当該施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の幼稚園、保育所、認定こども園の選択に資すると認められる重要事項</li> </ul>	国基準 のとおり

		<u>を掲示しなければならない。</u>	
管 理 ・ 運 営 等 に 関 する 基 準	個人情報管理 (秘密保持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>幼稚園、保育所、認定こども園の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしてはならない。</u></li> <li>・ <u>職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。</u></li> <li>・ <u>提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</u></li> <li>・ <u>当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</u></li> </ul>	国基準 のとおり
	非常災害対策、衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練を実施することとする。</u></li> <li>・ <u>施設・事業に対し、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする。</u></li> </ul>	国基準 のとおり
	事故防止及び事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。</u></li> <li>① <u>事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること</u></li> <li>② <u>事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</u></li> <li>③ <u>事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと</u></li> <li>・ <u>子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></li> <li>・ <u>幼稚園、保育所、認定こども園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></li> <li>・ <u>賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行わなければならない。</u></li> <li>・ <u>上記の措置を講じている旨について、情報公表の対象とする。</u></li> </ul>	国基準 のとおり

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その上で、施設・事業による対応のみならず、市は次の点について取り組むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①特に重大な事故に係る情報の集約、公表</li> <li>②今後類似の事例が発生することを防止する観点から、当該事故情報の分析、フィードバック(周知)</li> <li>③事故再発防止のための支援や指導監督</li> </ul> </li> </ul>	
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> <li>・定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</li> </ul>	国基準 のとおり
苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口等の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</u></li> <li>・苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</li> <li>・<u>提供した特定教育・保育に関し、市が行う報告又は当該市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</u></li> </ul>	国基準 のとおり
管理・運営等に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</u></li> <li>・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</li> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</li> <li>・職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</li> <li>・施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする。</li> </ul>	国基準 のとおり
撤退時の	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園の撤退時における市又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。</li> <li>・上記に伴い、協力する教育・保育施設については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。</li> </ul>	国基準 のとおり

基準			
3 特例施設型給付費に関する基準			
分類	国の対応方針（基準の案）		市基準案
特別利用保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別利用保育を提供する際には、東京都が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準（※）を遵守すること。 ※児童福祉法第45条第1項の規定に基づき都道府県等が定める基準</li> <li>・特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと2号認定区分を利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</li> <li>・特別利用教育を提供する際には、学校の設備、編成その他に関する設置基準（※）を遵守すること。 ※学校教育法第3条に規定する基準</li> <li>・特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと1号認定区分を利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</li> </ul>		国基準 のとおり

**【特定地域型保育事業の確認に係る運営の基準案】**

1 利用定員に関する基準												
分類	国の対応方針（基準の案）	市基準案										
利用定員の上限及び下限	<p>・地域型保育給付の支給対象施設として確認を受ける家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業の利用定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業類型</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①家庭的保育事業</td> <td>1人以上5人以下</td> </tr> <tr> <td>②小規模保育事業（A型・B型）</td> <td>6人以上19人以下</td> </tr> <tr> <td>③小規模保育事業（C型）</td> <td>6人以上10人以下</td> </tr> <tr> <td>④居宅訪問型保育事業</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	事業類型	利用定員	①家庭的保育事業	1人以上5人以下	②小規模保育事業（A型・B型）	6人以上19人以下	③小規模保育事業（C型）	6人以上10人以下	④居宅訪問型保育事業	1人	国基準 のとおり
事業類型	利用定員											
①家庭的保育事業	1人以上5人以下											
②小規模保育事業（A型・B型）	6人以上19人以下											
③小規模保育事業（C型）	6人以上10人以下											
④居宅訪問型保育事業	1人											
利用定員と子どもの年齢	<p>・地域型保育給付費の支給対象施設として確認を受ける家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業の利用定員は、事業所ごとに次の区分ごとに定める。</p> <p>①3号（保育認定）1歳・2歳</p> <p>②3号（保育認定）0歳</p>	国基準 のとおり										
2 運営に関する基準												
分類	国の対応方針（基準の案）	市基準案										
利用開始に伴	<p>・利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について、同意を得なければならない。</p> <p>・その際、事前説明を要する重要事項としては、①運営規程の概要（※）、②苦情処理体制、③事故発生時の対応といった、事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。</p> <p>※事業目的・運営方針、保育内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担（実費徴収・上乗せ徴収等含む）など</p>	国基準 のとおり										
伴	<p>・特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ</p>	国基準										

う 基 準	(正当な理由のない提供 拒否の禁止)	これを拒んではならない。 ・「正当な理由」とは、次のような場合を基本とする。 ①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要) ③その他特別な事情がある場合 ・特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設・事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。 ・特定地域型保育事業者は、当該施設の利用について市が行うあっせん及び要請(※1)又は市が行う調整及び要請(※2)に対し、できる限り協力しなければならない。 ※1:法第54条第1項の規定によるあっせん及び要請 ※2:児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整及び要請	のとおり
	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	・特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	国基準 のとおり
教 育 ・ 保 育 の 提 供	連携・協力	・特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を行うものを除く。)は、連携協力をを行う幼稚園、保育所、認定こども園を適切に確保しなければならない(※利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。) ・居宅訪問型保育事業者を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、連携する施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいては、この限りでない。 ・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設との密接な連携に努めるものとする。	国基準 のとおり

<p>に 伴 う 基 準</p>	<p>費用徴収の取扱い (上乗せ徴収等を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</li> <li>・ 特定地域型保育事業の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と、特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</li> <li>・ 特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①日用品、文房具等の購入に要する費用</li> <li>②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</li> <li>③特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>⑤上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul> </li> <li>・ 特定地域型保育事業者は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払いを当該支給認定保護者から受け取ることができる。</li> <li>・ 特定地域型保育事業者は、上記3点の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</li> </ul>	<p>国基準 のとおり</p>
	<p>指針に則った保育の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働省が定める指針に準じ、それぞれ事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</li> </ul>	<p>国基準 のとおり</p>
	<p>定員の遵守</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定地域型保育の</li> </ul>	<p>国基準</p>

	提供を行ってはならない。	のとおり
教育・保育の提供に関する その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。</li> <li>・ 給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知しなければならない。</li> </ul>	国基準 のとおり
管理・運営に関する基準	<p>運営規程の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</li> <li>①施設・事業の目的及び運営の方針</li> <li>②提供する特定地域型保育の内容</li> <li>③職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④特定地域型保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）</li> <li>⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</li> <li>⑥利用定員</li> <li>⑦特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧緊急時等における対応方法</li> <li>⑨非常災害対策</li> <li>⑩虐待防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪その他重要事項</li> </ul>	国基準 のとおり
	<p>非常災害対策、衛生管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練を実施することとする。</li> <li>・ 特定地域型保育事業者に対し、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする。</li> </ul>	国基準 のとおり
	<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を</li> </ul>	国基準

		公表し、改善を図るよう努めなければならない。	のとおり
	管理・運営等に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</li> <li>・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</li> <li>・また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</li> <li>・施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする。</li> </ul>	国基準 のとおり
撤退 時 基 準	確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域型保育事業の撤退時における市又は当該特定地域型保育事業者等からの連絡調整等については、当該事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。</li> <li>・上記に伴い、協力する地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。</li> </ul>	国基準 のとおり
他	準用	特定教育・保育施設の確認に係る運営の基準案の表のうち、下線の規定については、特定地域型保育事業に準用する。	国基準 のとおり
<b>3 特例地域型保育給付費に関する基準</b>			
	<b>分類</b>	<b>国の対応方針（基準の案）</b>	<b>市基準案</b>
	特別利用地域型保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域型保育事業者が1号支給認定子ども（※1）に対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準（※2）を遵守すること。</li> <li>※1：法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</li> <li>※2：法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準</li> <li>・特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（※）が利用定員の数を越えないものとする。</li> <li>※法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子ども</li> </ul>	国基準 のとおり

	<p>の数を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定地域型保育事業者が、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準（※）を遵守しなければならない。</li></ul> <p>※法第46条第1項に規定する基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（※）が、利用定員の数を超えないものとする。</li></ul> <p>※法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。</p>	
--	--	--

【その他の基準案】

1 その他の基準等		
分類	国の対応方針（基準の案）	市基準案
その他運営に関する基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市の同意を得ることを要件とする。</li> <li>・ 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</li> <li>・ 小規模保育事業C型にあつては、内閣府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。</li> <li>・ 特定地域型保育事業者は、市が認める場合には、内閣府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。</li> </ul>	国基準 のとおり
施行期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・子育て支援法の施行の日とする。</li> </ul>	国基準 のとおり

### 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

※家庭的保育事業等とは、「家庭的保育事業」「小規模保育事業A型・B型・C型」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」です。

※各基準の内容は、条例制定の際の参酌等基準である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)の内容(抜粋)です。

項目	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業	類型 ※3
		A型	B型	C型	定員19人以下	定員20人以上		
保育所との連携	利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。						当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従う
	一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。							
	二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。							
	三 当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。							
食事	利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。						従う	
	2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。							
	3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。							
	4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。							
	5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。							
食事の提供の特例(搬入)	次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、次項に規定する施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。						従う	
	一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。							
	二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。							
	三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。							
	四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。							
	五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。							
保育時間	2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。						従う	
	一 連携施設							
	二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等							
保育の内容	三 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）						参酌	
	家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする。							
	家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。							
保護者との連絡	家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。						参酌	

項目	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業	類型※3		
		A型	B型	C型	定員19人以下	定員20人以上				
設備の基準	乳幼児の保育を行う専用の部屋 面積：9.9㎡以上 乳幼児が3人を超える場合は、 3.3㎡/1人を追加	0,1歳 乳児室又はほふく室 面積：3.3㎡/1人  2歳 保育室又は遊戯室 面積：1.98㎡/1人			0,1歳 乳児室又はほふく室 面積：3.3㎡/1人  2歳 保育室又は遊戯室 面積：3.3㎡/1人		0,1歳 乳児室又はほふく室 面積：3.3㎡/1人  0,1歳 乳児室1.65㎡/1人 ほふく室3.3㎡/1人  2歳 保育室又は遊戯室 面積：1.98㎡/1人		—	参酌
屋外遊技場	同一の敷地内に乳幼児の屋外に おける遊戯等に適した広さの庭 (付近にあるこれに代わるべき 場所を含む。) 面積：3.3㎡/1人(2歳)	屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。) 面積：3.3㎡/1人(2歳)						—	参酌	
職員	家庭的保育者(※1)、嘱託医及 び調理員(※2)を置かなければ ならない。	保育士、嘱託医及び調理員(※ 2)を置かなければならない。	保育士その他保育に従事する職 員として市町村長が行う研修を 修了した者、嘱託医及び調理員 (※2)を置かなければならな い。	家庭的保育者(※1)、嘱託医及 び調理員(※2)を置かなければ ならない。	保育士その他保育に従事する 職員として市町村長が行う研 修を修了した者、嘱託医及び 調理員(※2)を置かなければ ならない。	保育士、嘱託医及び調 理員(※2)を置かなけ ればならない。	家庭的保育者(※1)	従う		
職員数	家庭的保育者一人が保育するこ とができる乳幼児の数は、三人 以下とする。ただし、家庭的保 育者が、家庭的保育補助者とと もに保育する場合には、五人以 下とする。	0歳児 3人につき1人 1、2歳児 6人につき1人  ※上記以外に1名必要 ※B型においては半数以上保育士である事			家庭的保育者一人が保育するこ とができる乳幼児の数は、三人 以下とする。ただし、家庭的保 育者が、家庭的保育補助者とと もに保育する場合には、五人以 下とする。  ※上記以外に1名必要 ※半数以上は保育士である事		0歳児 3人につき1人 1、2歳児 6人につき1人		家庭的保育者一人が保育する ことのできる乳幼児の数は一 人とする	従う

※1 家庭的保育者：市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

※2 調理業務の全部を委託又は搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。

※3 従う：「従うべき基準」 参酌：「参酌すべき基準」